

## 宮城県 I T 企業誘致加速化助成金交付要綱

### (趣旨)

第 1 県は、新型コロナウイルス感染症を契機に拠点の移転・分散化が進む I T 業界の動向をうけて、I T 企業の県内立地を加速化させ、地域産業の活性化及び雇用の機会のさらなる増大を図るため、県内に初めて事業所を新設する県外 I T 企業に対し、人材確保及び初期の運営等に要する経費について、予算の範囲内において宮城県 I T 企業誘致加速化助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和 5 1 年宮城県規則第 3 6 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 助成金 次に掲げる助成金をいう。

イ 人材確保費助成金

ロ 開業・開設初期運営費助成金

(2) I T 企業 次に掲げる事業所をいう。

県外に本社を置く情報通信関連企業が県内に初めて新設する事業所であって、宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日一部改正 以下、「奨励金交付要綱」という。）に定める情報通信関連企業立地促進奨励金の交付対象指定を受けた事業所

### (助成金の対象等)

第 3 宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金の交付対象事業所指定通知書は、助成金交付決定通知を兼ねるものとする。

2 助成金の対象となる経費は、別表のとおりとする。

### (助成の申請期間等)

第 4 助成金の申請期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 2 8 日までとする。

2 知事は、第 2 第 1 号イにかかる経費について、宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金の交付対象事業所指定前に行われたものであっても、書類等による確認が可能でその内容が適正と認められるものについては助成金の対象とすることができる。

### (助成要件)

第 5 知事は、第 7 に定める交付申請書の提出があったときは、次に掲げる各号のいずれにも該当しているかを審査する。

(1) 奨励金交付要綱に定める情報通信関連企業立地促進奨励金の交付対象指定を受けていること

(2) 各経費の算出根拠が助成対象経費に対する支出として適当と認められること

(助成金の額)

第6 助成金の額は、助成金の区分に応じ、助成対象経費の総額の2分の1とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の額は別表の額を上限とする。

(交付申請書の提出)

第7 助成金の交付を申請しようとするIT企業（以下、「助成金申請者」という。）は、助成金の種別に応じ、次の各号に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 宮城県IT企業誘致加速化助成金交付申請書（様式1）
- (2) 宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付対象事業所指定書の写し
- (3) 各経費の算出根拠を明らかにする書類（様式2）
- (4) 職業紹介事業者に対する成約料支払の事実が確認できる領収書類
- (5) 雇用状況を確認できる書類、雇用保険の加入を証する書類
- (6) 新幹線・航空機運賃等の支払が確認できる領収書類
- (7) その他県が求める書類

2 助成金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(交付額の確定)

第8 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものを認めたときは、交付額の確定を行い、交付確定通知書（様式3）を助成金申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(助成金の返還)

第9 知事は、前条の規定による助成金の交付決定通知を受けた者（以下、「助成金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により助成金の交付を受けたとき
- (2) 第8第2項の規定により付した条件に違反したとき
- (3) 人材確保費助成金の助成対象経費について返金を受けたとき
- (4) その他法令に違反する行為を行ったとき

2 助成金交付決定者は、前項(2)及び(3)に該当したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(助成金の確定)

第10 第8の交付確定通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(承継)

第11 助成金交付決定者が、合併、譲渡、相続その他の事由により、助成金の交付決定通知を受けた日から起算して5年以内にその事業を他の者に承継させようとする場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、知事は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(書類の提出等)

第12 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、宮城県経済商工観光部新産業振興課に提出するものとする。

2 知事は、第3第1項に規定する奨励金交付対象事業所指定申請書の提出があったときは、その内容について、事業所の所在する市町村の長に対し、意見を求めることができる。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表 (第3第2項関係)

助成金の区分	交付対象となる経費	助成限度額
人材確保費助成金	職業紹介事業者に支払った成約料	280万円
開業・開設初期運営費助成金	県内拠点と本社等との往来にかかる新幹線・航空機等の運賃	20万円